



ニュース No.22

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田 孝代

事務局: 松戸市松戸 1394-8 TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyes.biz/>

第 22号 平成 25 年 2 月 28 日 発行

後見人の職務を通じて感じたこと

しぐなるあいず専門職協力員 弁護士 ^{はぎはら のりやす} 萩原得誉

こんにちは。専門職協力員の萩原と申します。東葛綜合法律事務所で弁護士をしております。弁護士になった初年度から、しぐなるあいずの活動に参加させていただいており、今年で4年目となります。

私が成年後見制度を始めとする、高齢者の方々や障がい者の方々の分野に具体的な関心を持つようになったのは、自分の祖母が要介護の状態となったことがきっかけです。祖母の介護がきっかけで、弁護士になる前に、ホームヘルパー2級の資格を取得しました。そこで学んだ福祉の考え方（感覚？）は、それまで勉強していた法律的な感覚とは全く異なるものであり、とても衝撃を受けました。感覚的なものなので、言葉では表現しにくいのですが、簡単に言ってしまうと、法律的な考え方は、どこか一步引いた客観的なものの見方であるのに対し、福祉的な考えは、本人に寄り添い、本人と共にという考え方が存在するという点に違い

があると感じました。

私は、成年後見制度には、本人に寄り添いながらも一步引いて判断するという、両方の要素をバランス良く保つことが不可欠であると感じています。私自身、しぐなるあいずで市民後見協力員の方とペアを組ませていただいておりますが、市民後見協力員の方々の細かい気配りに、自らを省みることがしばしばあります。例えば、本人のために電話を設置すること一つをとってみても、単に業者を手配して電話機を設置するということしか頭になかった私に対し、市民後見協力員の方は、番号が押しやすいように大きいボタンのものを用意したほうがよいという提案をしていただいたことがあります。また、病院に入院中の本人の様子を報告いただく際に、声かけをしたときの本人の反応の様子や体温等の変化から気づいたことを細かく報告いただくということもありました。自分だけでは、まず気が付かない視点に気付かされるのが本当

に多いです。

法律的な側面で成年後見制度を捉えてしまうと、財産の管理が中心となりがちです。しかし、日常生活のサポートも忘れてはならない職務であり、この点につ

いては、私はまだまだ修行中といったところですが、これからは皆様と一緒に、さまざまな視点でもって成年後見に携わって行ければと思います。よろしくお願いいたします！！

***** 活動報告 *****

① しくなる・ケアプラン（指定特定相談支援事業）開設について

平成25年1月1日、松戸市より指定を受け、指定特定相談支援事業所「しくなる・ケアプラン」を開設しました。国は平成26年度までに障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児にサービス利用計画を作成する方針です。「しくなる・ケアプラン」は成年後見人としての経験を活かして、利用者の生活の幅を広げ、心豊かなくらしをイメージした安全で安心な生活を設計し、サービス利用計画を作成します。福祉サービスの利用を始めようとお考えの方、または、障害福祉サービス受給者証の認定有効期限が迫っている方から随時申込みをお受け致します。公的補助がありますので利用者の個人負担はありません。

☆対象者： 知的障害者、身体障害者、精神障害者

☆問合せ、申込み先： 電話 047-702-7868（しくなるあいず事務局）

② しくなるあいずによる法人後見受任件数について

本年度の開始が1月末現在で8件、合計39件（内1件は終了）

内 訳	認知症	知的障害	精神障害	高次脳機能障害	計
平成25年1月末現在	11	21	6	1	39件

③ 申立て支援について

しくなるあいずでは後見などの申立て手続きの支援を行っています。今年度は1月末現在で10件の申立ての支援をさせていただきました。お気軽にご相談下さい。

④ 市民後見協力員の活動状況

現在、当法人に登録している市民後見協力員は40名。うち25名が就任。専門職協力員とペアになって協力しながら後見業務に就き、きめ細かな支援の実現に向け大きな力になっています。現在、就任している市民後見協力員を対象に聞き取り調査中ですが、皆さんの意識の高さに敬服させられています。今後の活躍にますます期待しています。